

## 第147回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和6年9月18日（水）15:00～17:00

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、久我 尚子、佐藤 香、富田 敬子

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

【審議協力者】

東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課：中村課長、齊藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：森統計審査官、菊地調査官ほか

4 議 題 国勢調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第147回人口・社会統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきありがとうございます。

本日もこちらの会場とWebの併用で会議を進めてまいります。Webで御参加いただいている方々につきましては、ネットワークの状況で途中声が聞きづらいなど不具合が生ずる場合もございます。そのような場合には、遠慮なくお知らせいただければと思います。

さて、前回第3回の部会で、1回目と2回目の部会により結論が得られた部分の答申案について書面により御確認をいただきましたが、本日は、第3次試験調査の結果待ちとなっておりました「郵送配布の導入」について御議論いただくとともに、最終的な答申案の確認と審議を行いたいと思います。

なお、本日の審議は17時までを予定しておりますが、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合には、御予定のある方は御退席いただいで結構です。そして、本日は川口臨時委員が16時過ぎに途中退席されると伺っております。つきましては、16時頃になりましたら、答申案の議論に入っていない場合であつ

ても川口臨時委員にお声がけいたしますので、答申案についてコメントなどを頂ければと思います。その後、御退室いただこうと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは部会審議に入りたいと思いますが、個別事項である「郵送配布の導入」の審議に入る前に、状況報告を含めて2点申し上げたいことがございます。

まず、先月20日に開催された統計委員会において、私から2回目の部会の審議状況について御報告いたしました。その際、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託について、実際の流れなどの観点から委員から御発言がありました。それに対して、私と統計局から審議状況と現状の取組について御説明し御理解をいただきました。したがいまして、部会で改めて審議が必要なコメントはなかったということをお報告いたします。これが1点目です。

そして2点目は、昨日の日本経済新聞の1面に掲載されておりました記事についてです。この記事をお読みになられた方もおられるかと思えます。国勢調査では、従前から、諸般の事情で調査票の提出が得られなかった場合、聞き取りを行うという手法が取られておりますが、前回調査の際、それが一部の自治体で行われていなかったという指摘の記事でございました。本日、ちょうど部会を開催することになっておりましたので、少しお時間を頂きまして、これについて状況確認をしたいと思えます。

では、調査実施者である統計局から、状況の御説明をお願いいたします。

**○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長** 統計局でございます。

今、部会長から御紹介がございましたとおり、昨日、日本経済新聞で「国勢調査『聞き取り』怠る 大都市4割、統計法違反疑い」といった見出しの記事が掲載されたということでございます。

これにつきまして、昨日、松本総務大臣の閣議後の記者会見がございまして、そこで質問が出まして、それに対する大臣からの回答の御紹介になります。

まず質問の方でございますが、「5年に1度の国勢調査で必要な周辺住民への聞き取り調査が省略された、怠っていたとの報道がありましたが、こうした事態を把握されておりますでしょうか。記事では統計法違反の可能性も指摘されております。大臣の御認識、御見解をお聞かせください。また、今後の対応についてお考えがありましたら併せてよろしく願います」、という問いでございまして、その辺りを読み上げさせていただきます。

「国勢調査におきましては、対面、郵送、オンラインで調査票が回収できなかったものについて、近隣住民からの聞き取り調査を行うこととしておりまして、聞き取りが実施できなかった場合には、地方自治体が保有する行政記録等を活用するルールとなっております。今回、報道があった自治体の調査実態を詳細に把握しているところではありませんが、令和2年の国勢調査について申し上げますと、生活、ライフスタイルといったものも時代に合わせて変わってきている。」

「何よりも令和2年の国勢調査のときはコロナ禍の状況でありましたので、聞き取りが大変困難な状況であったと考えております。厳しい調査環境の中で従事いただいております。現場、現場で聞き取りが履行できなかった自治体、統計調査員の方々もおられたと考えら

れると思っております、統計法に抵触するというものではないと考えているところでございます。」この部分を少し補足させていただきますと、日本経済新聞の記事の中で統計法の解説がございまして、意図的な改ざんや捏造なら50万円以下の罰金又は6か月以下の懲役を科すという解説がございしますが、少なくとも今回のケースにつきましても、そのようなことではないと考えているということでございます。

最後、「令和7年国勢調査が予定されておりました、これに向けては、統計委員会で調査計画を審議いただいているところでございます。オンライン調査の推進や集合住宅への郵送配布の試行導入など、調査方法の改善に取り組んでまいりたいと思っております。自治体からも実態や御意見をよく伺って調査計画をとりまとめまして、円滑な調査実施に向けて準備を進めていこうとしているところでございます。」

ということで、総務大臣からこのような御回答をいただいております、当然、我々調査実施者としても、正にこのような形で令和7年国勢調査をしっかりと準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。

**○津谷部会長** ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問や御意見があれば、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、私から少し確認をさせていただきたいと思っております。実態として、調査全体を取り巻く環境が非常に厳しくなっていることは我々皆がよく承知しているところでございます。ただ、これは実態として、予定されている作業手順について実査の現場で対応が難しい場合があるということでしょうか。もしそうであるとするならば、具体的にどのような場合があるのか、御存じでしたらお聞かせ願えると幸いです。

また、現場における実査の状況を踏まえて、必要な情報をより効果的に、そしてできる限り負担が小さくなるような形で収集できるよう、合理的な調査方法や作業手順の見直しを図る必要があるのではないかと思います。これは私の個人的な感想ですが、この問題への対応はオンライン調査の推進を中心にやっていただくのがベストだと思いますが、統計局、いかがでしょうか。何か付け加えること、御説明になれることがありましたらお願いいたします。

**○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長** 御質問ありがとうございます。

この部会に御出席の皆様は既に御承知のことであると思っておりますが、国勢調査はふだん住んでいる場所、常住地ベースで全ての人・世帯の把握を行う形で、実際の現地で調査票の配布・回収、それが難しい場合には聞き取り調査、そして最終的にそうした聞き取りも難しいといった場合にはできる限りそうした行政情報も活用してといった形で、手順、ルールに沿って調査をしているところでございます。

やはり調査環境が非常に厳しくなる中で、部会長の御質問にありましたとおり、このような実際のルール、手順に従っての調査がなかなか難しい地域が出てきていることはあるのではないかといたるところでございます。部会長からも御指摘がございましたとおり、今回オンライン調査の推進は従前以上に非常に力を入れてやってまいりたいということで

ございますし、これから御議論いただきます郵送配布の試行的な導入といったところで、新たな調査方法についても試行して考えていって、少しでも効率的で効果的かつ、合理的なやり方を我々としても模索していきたいと考えているところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。私から質問とコメントをいたしました。構成員の皆様、ほかに御意見やコメントはございませんでしょうか。

宇南山臨時委員のお手が挙がっております。お願いいたします。

○宇南山臨時委員 御説明ありがとうございます。

調査実務が難しくなっているのは重々承知しておりまして、なかなか思うように調査ができないのは理解するのですが、新聞報道の方で見ると、定められた手順をやっていなかったところが問題視されているようなのですけれども。最終的に住民基本台帳からの転記のようところで処理せざるを得ないのは仕方ないと思うのですけれども、聞き取りが実施できなかったということと、そもそもやらなかったということは少し別な問題のように聞こえていて、もちろん聞き取りが難しいのは重々承知してまして、最終的に住民基本台帳からの転記になることはやむを得ないことだと思っているのですけれども。その手順として、もし聞き取りというステップが全く考慮されていなかったとすると、調査計画の中でいろいろなことを決めてもなかなか実行されないことになってしまうと思いますので、その辺りの事情がもし現時点で分かっていることがあれば教えていただければと思います。ありがとうございます。

○津谷部会長 統計局、いかがでございましょうか。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 統計局といたしましては、基本的な考え方としまして、まずは実地に調査をする。そこでなかなか調査ができない、回収ができなかったものについて聞き取りを行うということで、統計局からお願いをしております。どうしてもそれも難しいといった場合に、その行政情報を使って補記をするといった形の指導というか、お願いといった形でやっているわけでございます。

実際令和2年の時は、特にコロナ禍の状況ということもあり、実際に現場での聞き取りが思うようにできなかったところがあったのではないかとということで、我々としてはそこが難しかったのかなというところではございます。その詳細な事情については現時点で私も把握しておらないところではございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 現状だとまだ完全には把握されていないということだと思いますので、最終的にどのような手段で情報を入手するかという問題と、そこに至るまでの手順をしっかりと実行していくところを、分けて確認していただければと思います。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。作業手順を改めて確認してもらいたいということでございます。統計局、いかがでございましょうか。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 おっしゃるとおりでございますが、今、令和7年調査が非常に近づいているところでございまして、我々といたしましては、このようなことがこの令和7年調査においてないように、しっかりと今回地方に対して指導をし

ていきながら、今回の調査をしっかりと進めていきたいと考えておるところでございます。これから地方公共団体と再度コミュニケーションを取りながら、おっしゃるとおり、その手順のところをしっかりと指導してまいりたいと考えております。

○津谷部会長 ありがとうございます。宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、私から、これについて簡単に取りまとめをさせていただきたいと思います。

調査を行う際の手順の一つとしてお願いしている聞き取りが、令和2年調査においてはコロナ禍の中でもあり、いつもに増して厳しい調査環境の中で行うことができなかったケースがあったということですが、令和7年調査では、調査手順をきちんと確認して、できる限り決められた手順に沿って実査を行っていただくように、統計局でも広報とコミュニケーションに努めていきたいと思います。

なお、大臣の御答弁にも記されておりますが、これは統計法に抵触するものでないという点は認識したところでございます。

今回の件は、そもそも調査票の回収や配布も含めて、実査が難しくなっているケースが増えてきていることが最大の要因であるわけですが、これについて、調査実施者である統計局は、オンライン回答を強力に推進するなど、調査対象者がより回答しやすい環境を作っていくよう、地方自治体ともコミュニケーションを取って、工夫を重ねてこられているという経緯があると思います。

調査実施者におかれましては、来年の令和7年の国勢調査の実施に向けて、今後も引き続き地方公共団体とコミュニケーションを綿密に取り、実査の現場状況を的確に把握しつつ、それに即した合理的かつ効果的な対応ができるよう取り組んでいっていただきたいというメッセージを議事録に残すとともに、この旨を、今月下旬に予定されている統計委員会における部会審議の御報告の際に、併せて私からコメントしたいと考えております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは本日の本題である、第3次試験調査の結果を待って審議することになっておりました「郵送配布の導入」についての審議に移りたいと思います。審議の流れとして、まず、調査実施者である統計局から第3次試験調査の結果の概要を御報告いただいた後、事務局からこの結果を受けた御認識を述べていただき、それらを踏まえて御審議をいただきたいと考えております。いつもと逆の順序になりますが、このような流れで行いたいと思います。

それでは、調査実施者である統計局から御報告をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 統計局です。

まず、資料1-1を御覧いただければと思います。こちらは第3次試験調査の実施状況等結果の概要ということで、まず全体像を説明させていただいた上で、郵送配布方式の話を説明させていただければと思います。

まず第3次試験調査、令和6年6月19日を期日として実施したものでございます。この

調査票の集計結果、図表 1 を御覧いただければと思います。全部で 2 万 8, 105 世帯の調査対象世帯のうち、オンライン回答が 39. 2%、郵送回収が 33. 3%ということで、オンライン回答の方が 6 ポイント程度郵送を上回りました。今まで国勢調査の試験調査等を行う中で、オンラインの回答割合が一番高いというふうになったのは今回が初めてでございまして、我々の調査書類の工夫、スマートフォンからの QR コードでの回答や、世の中がかなりスマートフォンなどのオンラインに慣れてきていると、そうしたいろいろな事情はあるかと思いますが、結果としてこのような形になりました。

2 ページに移っていただきまして、調査区の地域特性別の回収状況ということで、オンライン回答、郵送回収のところで見てみますと、やはりオートロックマンションの多い地域等ではオンライン回答の方がかなり高く、一方で一戸建ての多い地域では郵送回収の方が多いような形となっております。

それから下の 3 番、世帯人員別の回収状況で見ますと、この黄色い部分、世帯人員の数が 2 人以上のところではかなり回答の割合が高くなっている一方で、やはり単身世帯のところでは回答の割合がかなり低いということで、単身世帯のところはどう訴えていくかというところが非常に重要なところになってくるかなと考えております。

3 ページ目が世帯主の年齢階級別の回収状況でございまして、今回、下の黄色い部分でございまして、20 歳未満から 60 歳代のところでオンライン回答の方が郵送回収を上回り、70 歳代、80 歳以上では引き続き郵送が多いという結果でございまして、今回 60 歳代のところでもオンラインの方が郵送を上回ったということで、オンラインが 60 歳代の方々でも普通に回答ツールとして利用されていることがうかがえるかなと思っております。

4 ページ目がオンライン回答の具体的な状況でして、図表 5、こちらで S P 等と書いてあるこれはスマートフォン等ということで 7 割超、P C が 26. 7%ということで、従前、前回までは大体半々ぐらいだったのですが、今回スマートフォンが 7 割を超えているということで、スマートフォンからの回答が大半を占めているということです。

その下、QR コードからのログイン状況が図表 6 でございまして、特にスマートフォン等のところで 93. 2%の方が QR コードからログインしているということで、やはり QR コードログインが普通に使われていることが分かるということでございます。

5 ページ目は日別とか時間帯別の話ですので、これは飛ばさせていただきます、6 ページ目が世帯主の年齢階級別の回答状況です。世帯主の年齢階級別に見ますと、実数では 40 代、50 代、60 代、こうした方々のオンライン回答の数がかなり多いと。構成比のところで見ますと P C とスマートフォン等で、20 代、30 代といった若い世代はほぼ 9 割以上でスマートフォンからの回答ということで、大部分がスマートフォンという感じになっているのかなということがうかがわれます。

7 ページ目が調査事項別の調査票の記入状況でして、この図表 10 は紙の調査票で回答した方の調査票の記入状況ということで、第 2 面の下の部分、勤め先・業種などの名称とか事業の内容、本人の仕事の内容、このようなところがどうしても記入漏れですとかエラーが多くなっております。上の世帯の種類と住宅の建て方、この 2 つは調査員記入欄から世帯記入欄に移行するところでございますが、ここの記入状況としましては、記入不備の割

合は0.3%、0.6%という形で、ほぼ記入がされている状況でございます。

8ページ目、9ページ目、これは郵送提出された調査票の民間でのサポートの話ですので、ここは飛ばさせていただきます、10ページ目、11ページ目でコンタクトセンターの状況ということです。コンタクトセンターは、従前いわゆるコールセンターとっていたものが、今回、チャットボットによるチャット形式の自動応答も取り入れましたので、名称をコンタクトセンターという形で事業を行った結果です。電話の総着信件数が258件となっておりまして、チャットボットの照会の件数の総アクセス数が2,570件、それが11ページになっております。このチャットボットを利用された方はかなりいらっしゃったのかなということで、その分、電話による照会件数としてはかなり減ってきていることが結果として出ている形でございます。

このような形で第3次試験調査の全体の概要をまず御紹介させていただきました。

それから、今回議論となります郵送配布方式の試行結果のところでございます。まず資料1-2に入ります前に、郵送配布の方式がどのようなものか、おさらい的に御紹介させていただきます。

これはお手元に今、資料はないのですが、調査員調査と郵送配布方式の比較、これは以前の部会で紹介させていただいたものでございます。通常の調査員調査では、世帯の居住実態を実地で確認した上で、世帯を訪問して調査書類を配布もしくはポストイングした上で、訪問督促もしくは近隣等への聞き取り調査が調査員調査の方式でございます。

下の方は郵送配布方式という形で、居住実態の確認のところ、市町村でまず郵送用の名簿を整備した上で、調査書類の配布に代えまして、特別あて所配達郵便で郵送するというものです。この特別あて所配達郵便は受取人の住所の記載のみで配達が可能というものでして、こうした形の郵送で調査書類を配布し、その後、督促については、これも同じ方式で2回督促をして、それでも回答いただけなかったところに対して聞き取り調査を行う、このような流れで郵送の試行を第3次試験調査で実施した形でございます。

元の資料1-2に戻っていただきまして、1ページ目でございます。この第3次試験調査において茨城県水戸市それから栃木県宇都宮市と連携いたしまして、オートロックマンション等の集合住宅における郵送配布方式の導入について実地に検証をいたしました。

具体的には、茨城県水戸市ではオートロックマンションの1棟、約100世帯、それから栃木県宇都宮市のオートロックマンション3棟、計約180世帯において、全ての居住世帯に対して調査書類を特別あて所配達郵便で郵送配布を行いまして、調査員調査と同様に正確な結果を得ることができるかということをも角的に検証したということで、主な検証内容が1~3で、こちらを紹介させていただきます。

2ページ目がまず回答状況で、郵送配布方式と調査員調査との比較ということで、ここで「調査員調査（オートロックマンション）」とこのグラフに書いてございます。まず、調査員調査で実施した地域のうち、オートロックマンション等の多い地域のところと郵送配布方式との比較となります。結果としまして、郵送配布方式でオンライン回答と郵送回収を合わせて74.9%、一方で、調査員調査でオートロックマンション等の多い地域で回答ありが80.3%ということで、5.4ポイント低くなっているということでございますが、郵送配

布方式でも調査員調査に近いところまで回答を持っていったのかなと思っております。

3 ページ目は地域別の回答状況で、これは御参考でございます。

4 ページ目が未回答世帯への督促の実施状況で、督促前後の回答率の比較となります。左側が郵送配布方式でございまして、督促1回、2回ということで、督促を2回かけた結果で、督促前が62.2%、督促2回目の後が74.9%ということで、12.7ポイント増加したということでございます。一方で右側、調査員調査のオートロックマンションで見ますと、回答ありが68.8%から80.3%ということで、督促の前後で11.5ポイント増加したということで、督促を複数回実施することで郵送配布方式でも調査員調査と同等の効果が得られたと言えるのではないかと考えてございます。

参考までに郵送配布方式での督促に使用した書類を紹介させていただければと思ひまして、今画面に表示されているものが1回目と2回目の書類の内容でございます。1回目は上の方、至急ということで、調査票に御記入の上、至急御提出くださいという形でやっている。これは普通の調査員調査で使用している書類と同じ形のものとございます。2回目の督促につきましてはもう少し硬い文書と申しましょるか、役所からのお願いというか、そうした形の文書にして郵送督促の2回目をしたような形でございまして、少し違う形の書類で2回督促をしてみた効果もあったのかなと考えているところでございます。

元の資料に戻っていただきまして、5 ページ目でございます。地方公共団体の事務の実施状況等ということで、実際の実施状況がどうだったかというところを紹介させていただきます。

まず、調査世帯一覧（郵送名簿）の整備、居住確認の実施状況でございます。まずこの名簿の整備に先立って、物件の管理会社に対して空き室情報の提供依頼を実施しました。市町村のみで協力が得られない場合には都道府県が同行するなどして対応しました。それから、国が提供した住所データを基にしまして、市町村においてこうした空き室情報を活用して調査世帯一覧、郵送用名簿を作成していただいたということで、ここも特段問題はないのですが、市町村での事務負担が発生したこと。それから空き室情報が得られない場合には、指導員もしくは市町村において実地に確認することにより居住確認を実施ということで、こちら現場での事務負担が発生しているということでございます。

それから真ん中のところ、調査関係書類の準備、特別あて所配達郵便の申請手続でございまして、ここも細々としたところで作業が発生しておりまして、まず1つ目が、市町村で郵送配布用の書類を印刷して手作業で封入封緘作業。2つ目が、調査世帯一覧に基づいて、差し出しに必要なバーコードを作って宛名ラベルの印刷。それから、特別あて所配達郵便を利用するに当たりまして郵便局への申請をするわけでございますが、郵便局側もあまり活用されているサービスではないということで、手続に郵便局の方も時間を要していたところで、いろいろな手間が発生していたということでございます。

それからその下、特別あて所配達郵便による送達の状況で、今回茨城県水戸市と栃木県宇都宮市で合わせて289通を発送いたしました。そのうち郵便受けが塞がれている等の理由で不達となったものが2件、あとは、郵便は到達したのですが、事業所として利用されていることが調査の過程で判明して対象外となったものが12件といったところが状況とし

てはあったということでございます。

それから8月1日の部会で、配達間違いによる督促の誤りがあるかどうか、そうしたことの確認をどのように行うのかというようなお話がございましたが、今回の結果からは、特段配達間違いといったことはなかったということでございます。宛先等については市町村でチェックを行ったり、郵便に関しても今回は確実に届いたということかなと思っております。

最後でございます、市町村・指導員の事務負担、実査上の問題等ということで、第3次試験調査は地域限定ということで一応実施はできたということですが、本調査は調査員調査と並行しての実施となりますと市町村事務が輻輳するということで、体制強化ですとか一部事務の民間委託などを検討する必要があるのではないかとといった意見があったということでございます。

これが今の実施状況でございます、6ページ目がこの試行結果の評価と本調査に向けた方向性になります。評価といたしましては、督促を複数回実施することで調査員調査と同等の回収が確保できたということで、郵送配布方式の有効性は認められるのではないかとといったところ。一方で、市町村において、通常の調査員調査で生じない事務が生じるということで、本調査において調査員調査に係る実査事務と並行して行うことは負担であるというような意見があったということでございます。

上記を踏まえというところでございますが、このような郵送配布導入は今後に向けて何らかの形で本調査においてやってみたいところがあるということですが、市町村の負担がかなりあるということですので、これは国それから都道府県が最大限支援した上で、今回試験調査で試したオートロックマンション等の集合住宅で構成される調査区、そうしたところに限定して郵送配布方式を導入してはどうかということですので。具体的には、実査上の突発的な対応や迅速な支援が可能な関東近郊の一部の市町村、今回第3次試験調査でやっていただきました茨城県の幾つかの市町村など、なかなか調査が難しいと思われるようなところで今調整をしているところでございます。

それから、実際にこれをやっていくに当たりましては、実査事務を担う市町村の事務負担の軽減はやはり必要不可欠ではないかと考えておりますので、書類準備事務等の外注など、国・都道府県・市町村の役割分担を整理した上で、実施可能な負担軽減策を引き続き検討してまいりたいと考えております。

今回令和7年の本調査の実施状況を十分に検証いたしまして、今後、地方公共団体とも連携しまして、今後令和12年調査における郵送配布方式の在り方についてもまた検討してまいりたいと考えているところでございます。

説明が長くなりましたが、あと資料1-3がございまして、こちらがいわゆる論点に対する回答になりまして、8月の部会でも想定している内容ということでお示しさせていただいたものを、今回の試験調査を踏まえて少し修正したものでございます。

このポイントといたしましては導入地域の選定、こちらでも繰り返しになりますが、令和7年調査におきましては、いわゆるモデル地域において国・都道府県が最大限支援の上、オートロックマンション等の集合住宅で構成される調査区に限定しまして郵送配布を導入

ということでやっていきたいと考えているところでございます。

あとは、実際に郵送配布をしていく中で非常に重要なところは、このページの一番下で回答を確保するための措置というところで、事前周知、それから郵送による督促は複数回、2回は実施したいと考えてございます。督促してもなかなか回答が難しいところにつきましては指導員が聞き取り調査を行うといったこと。これらの取組を通じて最大限回答の確保に努めていくといったところになります。

最後の※印のところ、これも繰り返しになりますが、市町村の事務負担の軽減を図るといったところで、一部事務の外注ですとか実施可能な負担軽減策は引き続き検討してまいりますというところでございます。

長くなりましたが、説明は以上となります。

○津谷部会長 統計局、御説明ありがとうございました。

それでは続いて事務局から、この結果を受けた認識の御説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。それでは資料2の審査メモの追加版に沿って説明いたします。

審査状況についてですけれども、アに示しましたとおり、第3次試験調査の結果によりますと、オートロックマンションを対象に行った郵送配布方式による回答率は74.9%となっております。調査員調査で実施したオートロックマンション等の多い地域の回答率である80.3%に比べて、低くなっているものの大きな離はないような状況です。調査員調査とおおむね同等の回収が確保できたことから、オートロックマンション等の集合住宅における郵送配布方式の有効性は認められるとする評価は妥当と考えております。

郵送配布導入の方向性としては容認できると思っておりますけれども、他方で、地方公共団体における事務負担については、郵送配布を行うための調査書類の準備、それと郵便局への特別あて所配達郵便の申請手続など新たな事務も発生しまして、従前どおりの調査員調査に係る業務や調査員業務の管理会社への委託と並行して行う必要もあるため、第3次試験調査の結果を見ても、地方公共団体の業務負担は小さくないと考えられます。

これについては、一部の地域に限定して実施する令和7年調査で得られた郵送配布に係る実績を、調査の効率化及び地方公共団体の負担軽減の両面から整理・検証するとともに、地方公共団体の意見や要望等を引き続き聴取した上で、令和12年に想定される次回調査に向けて、郵送配布の更なる改善に努める必要があることを課題としてはどうかと考えてございます。

そしてこの資料2のところですが、2回目の部会における御意見・御質問ということで3つほどメモを付けております。読み上げますと、現在の想定では、督促についても郵送により行うこととされているが、最終的に回答が得られない場合の聞き取りへの対応も含め、逆に市町村の業務負担が増加するのではないかという御意見。住戸によっては本宅としてではなく二次的な住戸として利用されている場合など、様々なケースがあると思われるが、郵送配布に使用する名簿の作成段階でそのような利用方法までは確認できないのではないか。最後ですけれども、配達間違いにより、間違っただけの人に督促をかけてしまう事案がどの程度発生するか。督促をしたら間違っていたという事例があれば教えてもら

いたいと。これはなかったということで、先ほどお答えがありました。

事務局からの説明は以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告と御説明を受けて、調査票の郵便配布導入の是非、そして仮にこの郵送配布を導入する場合の留意点などについて、御質問や御意見を頂ければと思います。

加藤臨時委員のお手が挙がっております。お願いいたします。

○加藤臨時委員 加藤です。御説明ありがとうございました。

大変興味深い結果だと思います。資料から見ますと、郵送配布方式はオートロックマンションでは有効な点もありますけれども、やはりその郵送配布に伴う事務負担の拡大は懸念しなければいけないなということは改めて感じました。

ただ、当初心配していたよりも郵送配布方式の回収率も悪くなかったようで若干安心しています。ただし、今回第3次試験調査の場所が茨城県水戸市、栃木県宇都宮市という場所ですので、これを全国的に拡大するとすると相当に事務負担が大きくなるようなこともありますので、私個人的にはこれが主流になるのは避けるべきではないかと思います。

また、配達間違いはなかったようですけれども、郵送先リストも更新するなど、郵便局などで負担も増えてくるのではないかなというような気がします。また、御意見の中で民間委託というような話も出てまいりましたが、これを全国で行うには莫大なコストと負担が生じることも考えられるかなということでもあります。

まとめますと、大事なことは、オンラインをできる限りもっと推進していき、郵送配布方式を使っていく場合には、オートロックマンション等に対象をある程度絞らないと難しいのではないかなというようなことです。

質問ではなく、感想といいますか、そういうことで話をさせていただきました。以上です。ありがとうございました。

○津谷部会長 加藤臨時委員、ありがとうございました。統計局、何かこれに対する御回答はございますでしょうか。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 加藤臨時委員、ありがとうございます。御指摘のとおりでございまして、今回第3次試験調査の結果を見ましても、どうしても市町村の事務負担が今回広くいろいろと生じてしまうことは、現時点のやり方ではなかなか避けられない部分はございますので、まずは今回、国、それから実施する都道府県ができる限りそこを支援した上で、まず今回は地域を限定してやっていくということ。おっしゃるとおり、今回はオートロックマンションに絞って、いろいろな知見がまた得られると思いますので、今後に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。加藤臨時委員、よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。久我委員のお手が挙がっております。お願いいたします。

○久我委員 久我です。御説明ありがとうございました。

私も郵送配布方式の方で割と実施状況としてよい結果が出たのではないかと考えています。今後、事務負担の軽減という面から整理・検証していくということだとは思いますが、自治体の状況によって、資料1-2の4ページ目に未回答世帯の督促の実施状況というデータをお示しいただいて、こちらの左側のグラフですけれども、今回たまたま左側は郵送配布方式の方で督促2回目の後が右側の調査員調査の回答率とおおむね同程度ということになったのですけれども。例えば自治体によっては、督促の1回目の回答率がかなり高い値が得られるとか、あるいはかなり低いので実は督促の2回目で調査員が回っていく前にもう一回郵送で促すようなものを挟んだ方が効率がいいとか、その辺りの状況の違いもあり得ると思いますので、この督促を2回行うというような記載がほかにもあったとは思いますが、自治体による事務量であるとかその効果の度合いなども検証した上で、今後どのようにやっていくか、柔軟にルールを定めてもいいのではないかと考えています。コメントです。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。久我委員からのコメントについて、何か御回答や御説明がありましたら、統計局、お願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 久我委員、ありがとうございます。私どもといたしましても、やはり市町村の事務負担の軽減は非常に重要なことだと考えておりまして、説明の中でも、市町村の今想定している一部事務の外注というところもございまして、今後も市町村、都道府県と再度コミュニケーションを取りまして、負担軽減のためにほかの取り得る策がないかといったこと、引き続き幅広く検討をしていきたいと考えております。

○津谷部会長 久我委員、よろしいでしょうか。

○久我委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。佐藤委員のお手が挙がっております。お願いいたします。

○佐藤委員 御説明ありがとうございます。佐藤です。

資料1-3ですが、郵送配布の具体的な手順・方法で想定している内容で、国が仮名簿を用意して提供するということなのですから、この辺りについてもう少し説明していただけますでしょうか。

つまり、郵送配布を導入したいというのを決めるのは市区町村であり、この調査区はオートロックマンションが多いので郵送配布を導入するので名簿をくださいというふうに国に頼むとか、あるいはこの場所はオートロックマンションが多いので、国の方で前もって名簿を作ってあげますよという市区町村に導入の希望があるかどうかを確認する、そういう市区町村から始まるのと、国の用意から始まるという2つの方法が考えてあるかと思いますが、その場合ですとどちらにより近い手順を考えていらっしゃるのでしょうか。質問です。

○津谷部会長 この御質問につきまして、統計局、御回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 総務省統計局で企画を担当しており

ます渡邊と申します。佐藤委員、御質問ありがとうございます。

御指摘のございました、国で提供させていただきます住所マスターに関しましては、地図業者からこの住所マスターというものを購入することにしてございまして、本調査に入る前に国において、地方もやっていただくのですが、調査区設定事務という準備事務をしていただきます。その段階である程度その地域の実情は把握できますので、そのタイミングで集合住宅でオートロックマンションなどが分かる範囲内であれば、その住所のマスターデータとしてその調査区を指定していただくような形になろうかと思っています。

いずれにしましても、基本、地域の実情は市町村の方で把握していただくことになりまますので、それを受けた段階で住所マスター、調査区ごとのデータを国の方で準備させていただいて、提供させていただく仕組みを考えております。

○佐藤委員 そうしますと、市区町村から準備をしている段階で依頼があって国が準備するということになり、その期間も時間も必要になるので、少し早めにその調査区の準備というか、それを始めていただく必要があるみたいなことも既に周知されていますでしょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 そちらにつきましても、今回やらせていただくことを想定しています地域に関しましては、既に周知はさせていただいているところでございます。

○佐藤委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○津谷部会長 佐藤委員、ありがとうございます。

そのほか御意見や御質問はございますでしょうか。宇南山臨時委員のお手が挙がっております。お願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。

完全に正しく理解できているか分からないのですが、資料1-1の図表3を見ているのですけれども、単身世帯の回収率が低くなっていると。他のグループが8割から9割回収できているのに対し、単身は6割であると。これを見ると、単身世帯ですとオンラインも28.2で郵送回収が28.4ということでほぼ同数になっていて、いずれも2人以上の世帯も半々ぐらいとはいいながら、オンラインがそれなりに高い比率になっている中で、単身世帯はオンラインの比率が相対的には低く見えるのですが。この郵送とオンラインの単身世帯の中での選択状況はどのように理解されているのか教えていただければと思います。

単身世帯には恐らく若年単身と高齢単身でかなり違う性質の世帯が交ざっているのではないかと思うのですが、今回の対象地域の特徴なども含めて、どのような状況だったのか教えていただければと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。この御質問に対しまして、統計局、御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 単身世帯の年齢階級別のデータが今手元にはないのですが、宇南山臨時委員の御指摘のとおり、ここの単身世帯の中にいわゆる若年の方と高齢の方が混在していることで、郵送回収がかなり多くなってしまっているのかなということ。現時点でデータがお示しできないのですが、やはりそうしたことかなと考え

ます。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。恐らく回収率の向上を目指した場合には単身世帯は非常に大きな課題のように思えて、特に単身のオンラインは若年世代を想定すればもっともっと頑張れるような気がしますし、高齢単身の場合には郵送で対応することになるのかもしれないですけども、その狙いというか作戦を、単身についてより詳細に検討していただけるといいのではないかなと思いました。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。単身世帯については、国勢調査にかかわらず、ほかの政府の世帯調査、そして広くは全ての社会調査において大変把握が難しく、回答をいただくのが難しい居住形態です。確かに、比較的若い方の単身世帯ですとコンピューターリテラシーも相当に高いと思いますが、調査員の方やそのほかの調査実施者がアプローチしようとしたときに、なかなか御対応いただけないこともあるかと思います。

一方、高齢者の単身世帯の場合には、オンライン回答に限らず、調査への回答自体が難しくなっている方もおられるのではないかと思います。我が国は急速に人口の高齢化が進んでおりますので、これはあくまでも私の推測ですが、単身世帯についても、高齢者の占める割合はこの試験調査の段階で若い方の割合よりも高くなっているのではないかと思います。宇南山臨時委員も御指摘になりましたが、これについて検証・検討を行っていただいて、第3次試験調査では6割弱であった単身世帯の回答率を上げるために御尽力をいただければと思います。

これについて、更に補足説明などございましたら、統計局、お願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、単身、特に若い単身の方につきましては、広報展開のところできめ細やかな、いわゆるSNSなどのデジタル広報をやることで少しでも気付いてもらって、スマートフォンのいわゆるQRコードでアクセスさえしてもらえれば、あとは意外と簡単だなというような印象を持ってもらえることはほぼデータ上も出ていますのでそうしたこと。

それから高齢単身の方につきましても、今回郵便局でのオンラインの支援ブースですとかいろいろな形で、それは広報的な要素もあるかと思うので、いろいろな形でPRをしながら単身の方に少しでも多く御回答いただけるように、我々として力を尽くしてまいりたいと考えております。

○津谷部会長 ありがとうございます。宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

審議の途中で申し訳ございませんが、冒頭に申しましたとおり、川口臨時委員の御退席予定時間が近付いてきておりますので、この後審議を予定している答申案について、川口臨時委員から、コメントや御提案がございましたら先にお伺いしたいと思います。川口臨時委員、いかがでございましょうか。

○川口臨時委員 途中退室することになり、大変御迷惑をおかけして申し訳ございません。

答申案の最後の部分、今後の課題というところがございまして、審議の結果で追加もあり得るとのことだと思っております。この意見の取扱いに関しては部会長に一任したいと思っておりますけれども、2点意見がございまして。

1点目は、以前に宇南山臨時委員から御発言のあったことかと思っておりますけれども、本調査と簡易調査の区別ですね。今のところは、今回5年前の居住地についてもパーマネントに入れることが決まったと思っておりますけれども、そうすると、あとは教育水準のところを聞いているか聞いていないかという差だと思っております。伝統的には教育について聞くことはセンシティブなので避けることがあったと思っておりますけれども、家計調査などでも聞かれるようになってきていると思っておりますし、何か雰囲気が変わってきているところがあるのかなと思っております。やはり教育水準を簡易調査の方でも把握していただくと国勢調査の有用性は非常に大きく上がると思っておりますので、その点は5年後に向けて検討していただいてもいいのかなと思っております。それが1点目です。

2点目は、今回の日本経済新聞の報道を受けての話ですけれども、今回の報道の論調は、手続に問題があったところを指摘するものもあるのですが、同時にかなり現状に対してシンパシーがあるような報道の仕方かなと感じておりまして、調査環境が厳しくなっていく中で回収が厳しくなっているのだという認識を国民の方々に伝える意味では、プラスの面もある報道なのかと受け止めております。

その中で、回収ができないので不詳というふうにタブレートされている結果があるのですが、実際に個人的にも労働力人口の系列などを見てみると、国勢調査だと不詳が入っているので労働力人口が少し減っていたりとかするのでありますが、労働力調査の方で見ると、回収できたところで母集団推定をやっているもので、労働力人口はあまり減っていないみたいなことがあったりするのですよね。

で、統計間のかい離みたいなものも、少し不詳が増えていることによって生まれてきてしまっている状況があって、今回の課題の中では、オンライン調査を入れることによって回収率を上げるのだというある種のミティゲーションのところについての議論はされているのだと思っておりますけれども、これは下がっていることを前提に、どのように適応するかというアダプテーションの話もした方がいいのかなという気はしてございまして。不詳について、今後どのようにその結果をインピュートしていくのかということについて、そろそろ正面から取り上げて議論していくことがあってもいいのかなと思っております。今後5年間をかけて研究していくことがあってもいいのかなと思っておりますので、それも課題として挙げるのがいいのではないかと提案させていただきたいと思っております。

この2点の意見に関しての取扱いは部会長に一任したいと思っております。御発言の機会を頂いてありがとうございました。

**○津谷部会長** 川口臨時委員から2点のコメント、お考えを伺いました。これにつきましては、この後、答申案の審議がございまして、そこでまた諮らせていただきたいと思います。ただ、最終的に私にその決定を御一任いただいたと理解しております。川口臨時委員、ありがとうございました。

**○川口臨時委員** ありがとうございました。

○津谷部会長 それでは、今回の調査票の郵送配布についての審議に戻りたいと思います。これについては、先ほどから実査を担当される地方公共団体の事務負担についての御意見が出されております。これは地方公共団体に密接に関連する事項であり、審議協力者として東京都と大阪府に御参加いただいておりますので、これについて御発言がありましたらお伺いしたいと思います。まず、対面で御出席になっている東京都、いかがでございますでしょうか。

○川辺東京都総務局統計部人口統計課長 東京都でございます。

他の自治体の御意見を把握しているわけではないので、単なる一自治体の担当者の所感という形にはなってしまうかもしれませんが。

まず、郵送調査に関しまして従前から言われていますとおり、調査員のリクルートというのでしょうか、それがかなり大変になってきている、あと、調査員も高齢化してきている中で、なかなか調査員調査が立ち行かなくなっている現状がございまして、そうした中で郵送調査という形で選択肢を広げていただけることは、まず非常に歓迎する話ではないかなと思っております。その一方で、先ほどから御議論がありますように、かなり自治体の負担が増えることに関しては、やはりその軽減策を考えていただく必要があるかなと思っております。

今、手元の資料1-2の5ページ一番下の行に、「市町村の体制強化や」と書いていただいておりますが、現実問題として、今、定数とかを考えると、どこの自治体も非常に定数が限られた中で、要するにマンパワーが限られた中で事業を展開していかなければいけないこともございまして、小さい自治体であれば、統計の業務と例えば選挙ですとかそうしたほかの業務を兼務しているとかということも多いですし、要するに郵送調査を入れたからといって、ではそのための体制を強化できるかということ、ここはかなり非現実的なものかなと少し認識しているところでございます。

ですので、例えば民間の委託ですとかそういった形の、より自治体自身が手をかけないで済む、要するに外注することで事務の軽減ができるかといったところについて、より細かな検証を行っていただくと同時に、あとはやはり委託する以上、財源措置の検討とかいった点もあるかと思っておりますので、そうした面についても御配慮いただければと思っております。

いずれにいたしましても、令和7年国勢調査ではいろいろと多角的に検証をしていただいた上で、令和12年の国勢調査に向けてその道筋を付けていただくような形で考えていただければと思っております。少し個人的な所感も含めてということで御理解いただければと思っております。

○津谷部会長 東京都、ありがとうございます。これについて、統計局、お願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 東京都、御意見ありがとうございます。今、地方公共団体の皆様の実情としまして非常に厳しくなっていること、我々統計局といたしましても重々承知いたしておりまして、特に現場を担う市町村の事務負担の軽減、これは非常に大事なことだと認識しておりますので、今後も引き続きいろいろと地方の皆様

と意見交換、連携を密に取りながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは次に、大阪府、いかがでございましょうか。

○田中大阪府総務部統計課長 大阪府でございます。

調査関係書類の郵送配布の導入につきましては是非とも進めていただきたいと思いますと思っておりますが、ただ、資料1-2の5ページで地方公共団体の事務の実施状況ということで各市町村が行う事務が列挙されているところでございますけれども、調査員調査と並行しての実施となりますと市町村事務は完全に輻輳することになりまして、負担感は先ほどから出ておりますようになり大きいということでございますので、実査業務において地方事務の負担が全体として軽減されるように、郵送配布導入に係る検討が進められることを期待しております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問はございませんでしょうか。富田委員のお手が挙がっております。お願いいたします。

○富田委員 御丁寧な説明をありがとうございます。

郵送配布方式に関しましては既にたくさんいろいろな角度から御意見が述べられておりますし、私としては全く同感でございます。特に市町村に対する業務負担という点では、今回のサンプル調査は茨城県水戸市と栃木県宇都宮市という県庁所在地を対象とした調査ですので、それなりの人力といいますか、人口を擁しているところでも業務負担が懸念されるということは、町や農村部においてはいかばかりのものかと懸念するところでございます。

私から、別な視点から一、二点申し上げたいのですけれども。資料1-1の5ページですか、日別の回答状況を示した表がございまして、歴然として回答期間中、その週末にピークがあることがわかります。私の記憶が正しければ、令和2年国勢調査の中で意図的に週末を2回含めるような工夫がなされたかと思っておりますので、今回の調査にあっても週末を含むことの有効性がこれによって実証されているのではないかと思います。

それからもう一点、同じ資料の7ページに参りまして、この図表10ですけれども、記入不備というところで、この下の3つの質問ですか、「勤め先」、「事業の内容」、そして「本人の仕事の内容」、かなり高い率での無回答があったことがとても気になっております。

そこでお伺いしたいのですけれども、これは質問の際に自由記述になっていたのか、それともある程度選択肢が設けられていたのか。それによってもその記入の度合いが大分違ってくるのではないかと思います。その辺をもう一度詳しく精査して、質問票への工夫につなげてもいいのかなと思った次第です。

以上です。

○津谷部会長 富田委員、ありがとうございます。この御質問につきまして、統計局、御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 富田委員、御質問ありがとうございます。

2点目の御質問につきまして、事実関係としましては、今これは自由記入欄となっておりまして、具体的に勤め先の名称ですとか事業の内容を記入いただくことになってございます。

なぜこのような形になっているかと申しますと、その後、産業や職業をこちらの統計センターで格付した上でいろいろな集計をしていく作業手順をずっと取っておりまして、これは従前からそうした御指摘、むしろ回答者の方に一覧から選んでもらうとか、そうしたやり方があるのではないかというようなことを従来言われてきてはおるのですが、やはり結果として、回答者の方にそれを委ねますとどうしてもきちんとして入力されないような、記入されないようなこと、これは既にいろいろな検証をしてそのようなことが得られておりまして、まずは事実を書いていただいた上で、こちらで格付する方が正確性という意味できちんとした統計が取れるのではないかということで、従前からそのようなやり方を取っているということでございます。

以上です。

○津谷部会長 富田委員、よろしいでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。そういったしますと、個々の回答に対する正誤といえますか確認作業がかなり膨大なものになるのではないかと少し懸念いたしますが。

○津谷部会長 ありがとうございます。私から一言付け加えさせていただきますと、職業の詳細分類には莫大な数がございます。ただ、富田委員が御心配になったように、以前は職業の詳細分類に膨大なマンパワーと時間がかかっていたようですが、調査の回を重ねるにつれて、分類の大部分にコンピューター上のプログラミングによって対応できるような体制が整ってきているということです。回答者に大きな御負担をおかけしないという意味でも、そしてより正確かつ客観的に分類できるという意味でも、職業については、回答者が選択肢を選ぶのではなく、自由記入という形になっていると理解しております。御質問ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、調査票の郵送配布の導入について、取りまとめたいと思います。

構成員の皆様からの御意見や御指摘には、2点あったと思います。まず、1つ目として、郵送配布の導入により、かえって地方自治体の事務負担が増える可能性があり、特に本調査では、郵送配布が調査員調査と並行して行われることになるため、自治体の事務負担は相当大きくなるのではないかと懸念がある。したがって、事務負担をできる限り軽減し、できる限りスムーズに実査が行われるように、国や都道府県が配慮して市町村と密接にコミュニケーションを取っていく必要があるのではないかと御指摘です。

そして2つ目は、郵送配布は地域を限定して導入される、特にオートロックマンションがほとんど全てを占めるような調査区に限定して導入されるということについてです。令和7年調査では、郵送配布は一部地域に限った導入ですが、今後も恐らく全国展開は難しいのではないかと御意見もあったかと思いますが、郵送配布を地域限定で導入するという今回の計画自体については、御了解いただいたものと理解いたします。

これらの頂いた御意見の取扱いについては、答申案作成の際に検討させていただきますが、今回の計画自体については、了承するとさせていただきたいと思います。このような取りまとめでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上で個別事項の部会審議を終了いたしましたので、一連の審議結果のまとめとして、答申案の審議に入らせていただきたいと思います。ただ、具体的な審議に入る前に、私が考える答申案の取りまとめの手順について御説明したいと思います。資料3を御覧ください。

資料3には、現時点での答申案が示されております。これは、書面開催された第3回部会の際にお示しした内容に、その部会で頂いた御意見を踏まえて修正を加えたものです。修正部分にはハイライトが付けられております。なお、本日御審議いただいた部分と承認の適否につきましては、本日の審議を受けて記載する予定となっておりますので、現段階では記載されておられません。

通常 of 審議手順では、答申案の冒頭部分から順に概要を御説明して、部分ごとに御確認をお願いするわけでございますが、今回は第3回部会で既に一度そのたたき台を御確認いただいております。ですので、そこで特段の御意見がなかった部分については、基本的に御了解いただいたという認識を持っております。

ですので、審議の効率化のため、まだ文章化ができていない部分と、第3回部会で頂いた委員の皆様からの御意見を踏まえた対応を中心に更に御意見を伺って、最後に全体を通して御意見を伺うという形で審議を進めてまいりたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、冒頭部分の「(1) 承認の適否」については後回しにして、まず資料3の3ページ目の「イ 調査方法の変更」について確認したいと思います。なお、調査票の郵送配布の導入につきましては、先ほどまで御審議をいただいた部分ですので、ここには記載されておられません。そのため、私から取りまとめの方向性について口頭で御提案申し上げますので、それについて御意見を頂き、共通認識を得たいと思います。

まず、この調査方法の変更についてですが、ほかの変更事項と同様に、郵送配布の導入についての具体的な内容や導入の背景といった事実関係を記載した上で、部会の判断を記載するという構成にさせていただきたいと思います。

そして部会の判断については、先ほどの御議論や御審議の結果に基づいて、これは調査員確保が難しくなっている状況を踏まえた調査方法の多様化の一環であること、第3次試験調査の結果から、調査員調査とほぼ同じ程度の回収状況の確保が見込まれること、そして、本調査において初めて導入する調査方法であることを踏まえ、地域を主にオートロックマンションによって構成される調査区に限定して行われる予定であることなどから、おおむね適当としてはいかがかと考えます。

ただ、本日の審議で御意見を頂いたように、郵送配布に関する事務を実際に担当する地方自治団体においては、従来の調査員による業務と並行して郵送配布のための業務を行っていただくことになるため、事務負担が増加する可能性があると思われまます。そのため、

令和7年国勢調査に向けて、関係者間のコミュニケーションを密に取っていただき、引き続き業務分担の整理を求めるとしてはいかがかと思えます。

さらに、答申の最後に示す「今後の課題」において、次回の令和12年調査に向けた対応として、令和7年調査における実績、及びその結果を検証して、より効果的で効率のよい調査方法となるよう必要な改善を行うという趣旨も示してはいかがかと思えます。

以上のような整理の方向性で、いかがでございましょうか。

○富田委員 結構です。ありがとうございます。

○津谷部会長 富田委員、ありがとうございます。

それでは、このような方向性で答申案を取りまとめさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

ここで頂いた御意見を踏まえ、先ほど私が御説明した方向性に基づいて文章化を行い、それを後日、構成員の皆様に御確認いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では次に、7ページ目の「(2)集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善」について審議したいと思います。この部分については、書面開催された第3回部会でお示しした内容に対して佐藤委員から御示唆を頂きました。それを踏まえて追記が行われております。追記された概要につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。

答申案7ページの(2)集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善につきまして、第3回の書面部会において佐藤委員から、現場での柔軟・迅速な対応に支障があると記載された部分についてももう少し具体的に記載してはどうかという御意見がございました。

これを踏まえて、答申案の該当箇所について黄色マーカーでハイライトした部分のとおり、市町村において通常の調査員に対する業務と委託を行う管理会社等への業務を並行して進める必要があるが、スケジュール管理が煩雑になること、請負企業から国に対し現場でしか分からない問合せがなされ、国から都道府県を経由して市町村に連絡をすることとなるなど、対応に時間を要し、現場での柔軟・迅速な対応に支障があることという旨を答申案の7ページのイの②に追記いたしました。

事務局からは以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございました。

この点について、まず御意見を寄せられました佐藤委員、いかがでございましょうか。

○佐藤委員 対応いただきありがとうございます。とても分かりやすくなったと思えます。

これで、こういう状況があるということで今回の見直しがされているということで、整合性も大変高く、結構だと思います。ありがとうございました。

○津谷部会長 佐藤委員、ありがとうございました。大変有用な御示唆・御指摘を頂いたと思えます。

そのほか、これについて御意見ございませんでしょうか。

特段の御異論はないようですので、黄色でハイライトが付けられている追記・修正部分

を含め、この内容で御了承をいただいたと整理させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に答申案の8ページ目から9ページ目に示されている「3 今後の課題」に移りたいと思います。

第3回部会で答申案のたたき台について御確認をいただいた際、(1)のオンライン回答の促進という部分については、既に御了解をいただいておりますが、先ほども申し上げましたとおり、本日の審議を踏まえて、郵送配布の導入について令和12年調査に向けた課題として記載するのが適切であると考えております。

一方、第3回部会で御意見を頂いたものの、検討した結果、特段の追記はしていないものがございます。つきましては、追記を行わない理由などについて、まず事務局から御説明をいただき、その後、調査実施者である統計局から補足説明や御意見などをいただき、それを踏まえて方向性を決めたいと思います。

事務局、御説明をお願いいたします。

**○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 事務局でございます。

具体的には、3回目の書面部会の際に宇南山臨時委員から頂戴した調査事項に関する御意見についてということでございます。

御意見としては、ポイントが2つございました。1つは大規模調査年・簡易調査年の役割分担や簡易調査年の位置付けの検討について、もう一つは具体的に学歴というものを挙げた上で、調査事項の検討についてということでございます。こちらの2点、先ほど川口臨時委員からも同趣旨のお話があったように捉えております。

この対応について、部会長とも御相談いたしましたけれども、まず1つ目、こちらについては2回目の部会の際にも国勢統計課から少し説明があったのですが、10年置きに調査を行い、中間年には簡易な調査を行うというのは統計法に規定された区分で、それを見直すということになりますと法改正が視野に入っております。宇南山臨時委員御自身は法改正を念頭に御意見をおっしゃっているものではなくて、あくまで調査事項の設定という観点からの御意見と推察しておりますが、仮に区分の見直しに答申で触れてしまうと、統計委員会が統計法の見直しも含めて国勢調査の体系見直しを考えているというようなメッセージになりかねないことから、それが推測される文言は答申案としては控えたというところでございます。

次に、2点目のポイントである調査事項の見直しについてですけれども、ほかの調査であれば比較的ハードルが低いかもしれませんが、国勢調査はその規模・影響が非常に大きいものでございます。学歴という調査事項を答申に個別具体的に記載することとなりますと、統計委員会として半ば義務的な対応として、学歴について検討を求めるということとなりますし、それを契機として今後ほかの事項への影響もあろうかと思っております。

もちろん、国勢調査の調査事項についても長期的に見て固定というわけではないと思っておりますし、調査事項の見直しについては統計調査を実施する上で調査実施者が行う一般的な対応であると思っております。

なので、調査事項の見直しは、今後の課題として殊更に記載するまでもなく、調査の都

度、調査実施者において当然になされることかなと認識しておりますが、このような国勢調査特有の事情も踏まえますと、国勢調査の答申案としては慎重にならざるを得ないと考えられますことから、部会長の御判断もいただきまして、記載しなかったというものでございます。以上、記載しなかった理由となっております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、調査実施者である統計局から補足説明をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 調査実施者の方から、事務局から説明がございました2つ目のポイントの調査事項の見直しについて補足をさせていただきます。

国勢調査の調査事項については、毎回、国や地方の施策への利用、それから国民意識から見た普遍性や妥当性、回答者の負担や正確性の確保、各種法令への対応など様々な観点から検討し、有識者の御意見も伺いまして、この統計委員会の方にお諮りをした上で決定しているところでございます。

今回の令和7年国勢調査におきましても、調査事項についての各府省、それから地方からの要望ですとか、利用状況を把握した上で、試験調査での検証、それから有識者の御意見も伺いながら今回の調査事項の案を決定しまして諮問をさせていただいております、今後も引き続き、社会経済情勢の変化を踏まえつつ様々な観点から慎重に調査事項を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 補足説明、ありがとうございました。

この点について、まず御意見を寄せられました宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。

御検討いただきまして、ありがとうございます。先ほどの整理にあります第1点、大規模調査と簡易調査の区別についてですけれども、こちらは御指摘のとおりで、法改正をするべきだという主張よりは単に調査事項の整理が必要だという趣旨でしたので、調査事項の整理の論点の中で議論できればと考えていました。

第2点、その具体的な調査事項の部分ですけれども、学歴のところを突出して今後の課題に記載するのは難しいということで状況は理解しております。

次回の令和12年はいずれにせよ大規模調査で、学歴は調査されることでありますので、ターゲットとなるのは令和17年になろうかと思っております。私の意見を申し述べました点と、本日川口臨時委員からの御意見もあったということで、強い要望があるということは議事録に残していただいて、今後の、特に令和17年に向けての検討の中で是非とも前向きに検討いただければと思っておりますが、今回の答申の中に書き込まないというところはやむを得ないかなと了解しております。ありがとうございました。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、ありがとうございました。

1点目について、国勢調査の体系の見直しという意図で御意見を出されたわけではないということを確認させていただきました。ありがとうございます。

そして2点目ですが、先ほどの統計局からの補足説明にもございましたが、調査事項については、社会経済情勢や人口変動を鑑みて、調査の度に検討を続けていき、必要があれば見直していくということだと思います。また、御存じのとおり、調査事項は調査票のページに収まらないといけませんので、質問項目を増やすことは難しいわけですが、以前、大規模調査の年であっても調査項目が変わったことはあったと思います。ただ、答申案の今後の課題として、具体的に学歴という調査項目を挙げて文章化することについては、それが拘束力を持つこともあり、様々な事情を考えて、今回は慎重に対応させていただきたいと思います。

ただ、宇南山臨時委員が御要望されましたように、当然ながら、このことは議事録に記載させていただきます。また、川口臨時委員から同様の御意見が出されたことも記録に残したいと思います。

なお、令和12年は大規模調査年ですので、当然、学歴は質問項目に入るわけですが、調査実施者としても、中長期的に、令和17年やその後の調査に向けて、学歴・教育水準に限らず、調査項目全体についての検討を継続して行っていくつもりであるということですので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、川口臨時委員のコメントの2点目について一言申し上げたいと思います。

川口臨時委員の御意見は、日本経済新聞の記事によって示されたメッセージは、調査員調査のための調査員の確保が非常に難しくなっており、別の手立てを考えることが急務となっている。昨今の調査票の回収状況を踏まえると、オンライン回答率が大きく上昇しない限り、未回答、つまり、不詳への対応を取らざるを得ず、その方法を考えていく必要があるのではないかとということでもございました。

この不詳の問題については、以前の統計委員会でも福田委員から御発言があったと思いますが、新聞記事でも取り上げられております。このように、不詳への対応は社会的に注目される重要な問題です。オンライン回答の促進が大変有効であることはそのとおりですが、不詳をゼロにすることはできませんので、これをどのように統計処理するのかということは、大変重要な課題であると思います。しかし、部会は専ら今回申請された国勢調査の変更事項について審議する場ですので、調査により収集された情報を、どのように集計・処理していくのかという技術的な事柄について審議することは想定されていないと思います。ですので、議事録には、このような御意見やコメントを頂いたということを記録に残したいと思います。このような対応の方向性でよろしいでしょうか。

事務局、お願いいたします。

**○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 事務局でございます。

今の津谷部会長のコメントにつきまして、私どもの受け止めとしても同じでございます。なかなか難しい状況ではありますけれども、これから先のことも、御示唆も踏まえて議事録に残していくというような方向にさせていただくのが、よろしいのではないかと考えている次第です。

以上です。

**○津谷部会長** ありがとうございました。

それでは、調査事項の検討と、不詳の取扱いの2つの点については、今後の課題として答申案には記載せず、議事録に残すという方向で御了承をいただいたと整理させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、本日審議した部分及び第3回部会で頂いた御意見を踏まえた修正部分について御確認をいただきましたので、最後に、答申案の冒頭にある承認の適否に戻りたいと思っております。この部分については、本日の部会審議を踏まえて、最終的な取りまとめを行うとしておりましたため、本日の資料には空欄となっておりますが、これまでの審議内容を踏まえますと、変更内容については承認して差し支えないという内容になろうかと思っております。御異論ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○津谷部会長** ありがとうございます。特段の御異議はないということですので、全体の承認の適否としては、承認して差し支えないとさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題について一通りの部会審議を終えることができましたので、取りまとめをさせていただきたいと思っております。

答申案のうち、文章化されていない部分については、本日御了承を得ることができた共通認識に沿って、私と事務局で相談した上で文章化し、それをメールで皆様にお送りして御確認をいただきたいと思います。確認手順の詳細については、事務局と相談して、できるだけ速やかに御連絡いたしますが、審議の中で取りまとめの方向性を御了解いただきましたので、頂いた御意見の取扱いにつきましては、最終的に私に御一任いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議題の審議を全て終えましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

なお、答申案の最終的な御報告は、10月下旬に予定されている統計委員会で行う予定ですが、本日の4回目の部会の審議概要につきましては、今月下旬に開催予定の統計委員会において、私から御報告させていただきます。

本日まで4回、そのうち1回は書面審議でしたが、計4回にわたり国勢調査の変更について御審議をいただきました。実際に部会を開催してお集まりいただくのは、今回が最後になると思っております。

構成員の皆様におかれましては、精力的に、そして活発に御審議していただき、大変有用な御意見をたくさん頂きました。本当にありがとうございました。

まだ答申案の最終的な確認が残っておりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

**○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 御審議ありがとうございました。

今部会長からお話がありましており、今後できるだけ早く答申案の追加部分を作成し、皆様に確認をお願いする予定です。具体的なスケジュールは確認のお願いをする際のメールにお示ししますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に本日の議事録につきましては、後日事務局で作成次第、別途メールで御紹介いた

しますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

なお、次の諮問案件として、既に国民生活基礎調査が控えております。国勢調査が5年おき、国民生活基礎調査が3年おきの諮問ということで、15年ぶりに同一年の諮問となります。今月予定されている統計委員会で諮問させていただき、部会は10月以降の開催予定となっております。

皆様には御負担が継続してしまい申し訳ございませんが、そちらにつきましても引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○津谷部会長** 先ほど事務局から御説明がありましたように、来月から国民生活基礎調査の変更についての部会審議をお願いすることになります。休む間もなく大変御負担をおかけすることになると思いますが、お力添えのほどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、国勢調査の変更に係る部会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。